

## 平成 29 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成 29 年 5 月 17 日(水)

三田共用会議所 大会議室

### ○主催者挨拶

皆さん、こんにちは。警察庁で犯罪被害者等施策を担当しております官房審議官の西川と申します。どうかよろしく申し上げます。

都道府県・政令指定都市の皆様におかれましては、平素から犯罪被害者等施策の推進に御尽力いただき、また本日は御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

犯罪被害者等基本法が制定されてから 12 年となります。また、昨年 4 月 1 日には第 3 次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されるとともに、内閣府から国家公安委員会・警察庁に犯罪被害者等施策の事務移管がなされ、1 年余りが経過いたしました。

その間、各地域においても、全ての市区町村で施策主管課が定められています。また、総合的対応窓口につきましては、98.6%の市区町村で既に設置されるなど、支援体制の整備は大きく進展したところであります。一方、犯罪被害者等のニーズに沿ったきめ細やかで途切れない支援が行われているかどうかという点については、依然として様々な課題が存在しているところであります。

例えば、昨年度に内閣府が行った世論調査におきましては、総合的対応窓口の認知度がわずか 12%という数字が出ております。また、先日私どもに対する国会質問の中で、総合的対応窓口がどこどこ分からないという御指摘がありました。警察庁におきまして、総合的対応窓口設置済みの市区町村に、窓口カウンターあるいは庁舎内の案内掲示板等に「総合的対応窓口」との標記がなされているかにつき伺ったところ、これを掲げている市区町村はごくわずかであるという実態が明らかになりました。

総合的対応窓口は機能でありまして、具体的に窓口等の名称でなくても構わないというように思いますし、実際に伺ってみると、その被害者の方が総合的対応窓口ということで来られるというのは少し抵抗があるのではないかということで、あえて名前を別なものにしているということを聞くわけでございまして、そのような配慮も重要だと思います。

ただ、被害者が実際に相談に来た際にどこであるか、どこに相談に行けばよいのか分からないということでは、全く本末転倒でございます。総合的対応窓口を設置する趣旨を踏まえて、その機能充実に加えて認知度の向上、あるいはアクセスの利便性を高めるためにはどうしたらいいかという方策についても、引き続き積極的な取組と工夫をお願いしたいと考えております。

第 3 次犯罪被害者等基本計画では、地方公共団体における総合的対応窓口の充実や、総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進など、新たな施策が盛り込まれておりまして、従来以上に、各地方公共団体におけるきめ細やかな支援が期待されているところでございます。

加えて、地域における犯罪被害者等施策は一つの行政機関で完結するものではありません。

ん。関係機関・団体との連携、あるいは地域間の連携がなされてこそ、途切れない支援が実現できるものと考えております。

本日は、都道府県・政令指定都市の犯罪被害者等施策主管課の皆様にお集まりいただき、情報共有あるいは地域間の連携を深めていただく絶好の機会であります。

後ほどグループに分かれての意見交換の時間も設けておりますので、そこでは活発な御議論をいただき、皆様と情報を共有して共通の認識を持って、有意義な情報交換をしていただければと思います。

本日の会議が犯罪被害者等施策の推進に大きな力になることを御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。